

令和8年2月2日

件名 「出産祝い金」の給付について

高崎市では、これまで物価高騰に伴う出産費用の上昇を受け、健康保険が適用されない「通常分娩」を対象とした「出産入院費用支援事業」を行ってまいりました。この度、分娩方法（帝王切開や無痛分娩など）を問わず、本市で生まれたすべてのお子さまとその世帯を公平に祝福・支援するため、後継施策として新たに「出産祝い金」を給付いたします。給付は、「電子地域通貨」を活用し、子育て世帯への経済的支援に加え、市内店舗の利用を促し、地域経済のさらなる活性化を図ります。

なお、関係予算を令和8年度当初予算案に計上し、市議会定例会に付議いたします。

1. 給付内容

- ・対象者：令和8年4月1日以降に出生し、初めての住民登録が本市である子の産婦
- ・給付額：新生児1人につき30,000円
- ・予算規模：6,300万円（2,100人分の出生を想定）

2. 実施方法

- ・給付形式：市内限定で使用可能な「電子地域通貨」を専用アプリを通じて付与
- ・使用期限：給付日から6か月間の予定
- ・給付時期：令和8年7月より開始予定（4月から6月に出生した子は遡及して給付）

3. 周知および申請方法

- ・出生届提出後に送付される「出生セット」に申請案内を同封します。
- ・妊娠届の受理時、市広報紙、公式SNSなどを通じて広く周知を行います。

【本件に関する問い合わせ】

保健医療部健康課

電話：027-381-6113